

東京電力の「控訴断念」に対する弁護団声明

2014年（平成26年）9月5日

福島原発被害弁護団

共同代表	小野寺	利孝
同	広田	次男
同	鈴木	堯博

1 東京電力の控訴断念

福島地方裁判所は、本年8月26日、東京電力に対し、同福島第一原子力発電所事故（以下「本件事故」という）による自死被害者である渡辺はま子さんの遺族に対して、損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

当弁護団は判決後、原告及び支援者、そして本件事故による多数の被害者らとともに、東京電力に対して、誠意ある対応をするよう求めてきました。すなわち、東京電力はこの判決を真摯に受け止め、控訴することなく、本件事故の加害者として、原告ら遺族に心からの謝罪をして、直ちに判決に従って償いをするべきだという要求です。

東京電力は、当弁護団らによるこの間の要求を受け容れ、本日、この判決に対して控訴をせず判決に服すること、そして9月8日に福島原子力補償相談室長らが原告の自宅に赴き、この旨をはま子さんの霊前に報告して、哀悼の意を表明することを当弁護団に回答し、公表しました。

当弁護団は、東京電力の上記決断は、加害企業である東京電力が原告らに対し一定の誠意を示し、加害企業に求められる社会的責任を果たしたものと評価します。

2 判決の意味するもの

この判決は、はま子さんが本件事故によっていかに過酷な被害に直面し、重大な精神的打撃を受けていたかを十分に示していました。

はま子さんは本件事故まで、川俣町山木屋の地域で、家族とともに、地域の人々や豊かな自然に囲まれて幸せに暮らしてきました。ところが突然避難を強いられ、それまでの平穏な生活は完全に奪われてしまいました。はま子さんを含めて、避難を強いられているすべての被害者は、いつ戻れるのかも判らず、不安で困難な避難生活を続けています。

さらに、故郷の自然は放射能によって汚染され、元の環境や生活は取り戻せません。そのような現実の中で、避難者は将来に向かって、それまでの地域生活・職業生活・家庭生活を奪われ、その生活を全面的に破壊されてしまったのです。このような、「故郷（ふるさと）の喪失」による精神的被害は重大であり、人生の破壊ともいうべき深刻さを持っています。

はま子さんの自死は、この「故郷の喪失」という被害による喪失感・絶望感が、自ら死を選ぶほどの重大な打撃を与えることを示しています。判決は、その実態を十分に示すことで、自死という悲劇に対する被害者側の事情（心因性の寄与）は2割にとどまり、8割は本件事故による「故郷の喪失」という被害の甚大さによってもたらされたものであることを認めたのです。

3 今後に向けて

私たちは、東京電力が、本判決を真摯に受けとめ、控訴断念して本件の早期解決を決断したことを踏まえ、今日なお泣き寝入りを強いられている多くの自死被害者の権利救済に真剣に取り組むことを求めるものです。

同時に、私たちは、今後はま子さんのような悲劇が繰り返されないことを切に願う立場から、東京電力が、本件事故がもたらした被害の実相を正しく理解し、その損害を全面的に賠償し、すべての被害者の完全な救済を果たすことを求めます。

以上